

大市総第1421号
令和7年2月12日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第14号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月12日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和7年2月20日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 8 号議案	大村市スケートボードの適正利用に関する条例……………	(1)
第 9 号議案	大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例……………	(3)
第 10号議案	大村市県収入証紙購買基金条例を廃止する条例……………	(7)
第 11号議案	大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例……………	(8)
第 12号議案	大村市職員定数条例の一部を改正する条例……………	(10)
第 13号議案	大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…	(11)
第 14号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………	(13)
第 15号議案	大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…	(16)
第 16号議案	大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例……………	(18)
第 17号議案	大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例……………	(20)
第 18号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(21)
第 19号議案	大村市特別会計条例の一部を改正する条例……………	(23)
第 20号議案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	(24)
第 21号議案	大村市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(35)
第 22号議案	大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	(36)
第 23号議案	大村市民プールの指定管理者に係る指定の期間の変更について……………	(39)
第 24号議案	大村市森園ファミリースポーツ広場の指定管理者に係る指定の期間の変更について……………	(40)
第 25号議案	工事請負契約の締結について（玖島中学校大規模改造建築工事）……………	(41)
第 26号議案	公の施設の指定管理者の指定について（大村市自然共生型アウトドアパーク）……………	(42)
第 27号議案	工事施行に関する基本協定の変更について（J R 大村線松原	

	・竹松間29k356m石走橋梁架替工事) ……………	(43)
報告第1号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(44)
報告第2号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(46)
報告第3号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(48)
報告第4号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(50)
報告第5号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(52)
報告第6号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(54)
報告第7号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(56)
報告第8号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) …	(58)
報告第9号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解すること について) ……………	(60)
報告第10号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解すること について) ……………	(62)
第28号議案	令和6年度大村市一般会計補正予算(第8号)	
第29号議案	令和6年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算(第4号)	
第30号議案	令和6年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
第31号議案	令和6年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	
第32号議案	令和6年度大村市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	
第33号議案	令和6年度大村市下水道事業会計補正予算(第2号)	
第34号議案	令和7年度大村市一般会計予算	
第35号議案	令和7年度大村市モーターボート競走事業会計予算	
第36号議案	令和7年度大村市国民健康保険事業特別会計予算	
第37号議案	令和7年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算	
第38号議案	令和7年度大村市介護保険事業特別会計予算	
第39号議案	令和7年度大村市病院事業会計予算	
第40号議案	令和7年度大村市工業団地整備事業特別会計予算	
第41号議案	令和7年度大村市鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計予算	
第42号議案	令和7年度大村市水道事業会計予算	
第43号議案	令和7年度大村市工業用水道事業会計予算	
第44号議案	令和7年度大村市下水道事業会計予算	
第45号議案	令和7年度大村市農業集落排水事業会計予算	

第 8 号議案

大村市スケートボードの適正利用に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、スケートボードによる事故及び騒音の発生を防止し、もって市民の生命、身体及び財産を守るとともに、快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、スケートボードの適正な利用に関し、必要な施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 3 条 市民及び事業者は、市が実施するスケートボードの適正な利用に関する施策に協力するものとする。

(禁止区域の指定)

第 4 条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域をスケートボードの禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨及び当該禁止区域の範囲を告示するものとする。

(禁止区域の指定の変更)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止行為)

第 6 条 何人も、禁止区域において、スケートボードをしてはならない。

(停止命令)

第 7 条 市長は、前条の規定に違反する行為があると認めるときは、その行為者に対

し、当該行為を停止することを命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第9条 第7条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

本市におけるスケートボードの適正な利用を図るため、この条例案を提出するものである。

第9号議案

大村市町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する条例

大村市は、長崎県のほぼ中央に位置し、豊かな自然、歴史及び文化を有し、地形と交通の利便性を活かしながら、発展を続けています。これまで町内会は、市民に最も身近なコミュニティとして、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、近年では核家族化、少子高齢化、人々の価値観及び生活形態の多様化等が進み、町内会への加入や町内会活動への参加は減少傾向が続いており、地域コミュニティの希薄化が危惧されています。

一方、近年発生している災害を契機として、地域において顔の見える関係、人々とのつながりの重要性に対する認識が高まっています。

そこで、市民、町内会、事業者及び市が町内会活動の重要性を再認識し、互いに連携し、協働して市民の町内会への加入と町内会活動への参加を促進することで地域コミュニティの活性化を図り、安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域社会において町内会が重要な役割を担っていることを踏まえ、町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が互いに支え合い、安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 町内会 本市における一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (3) 町内会長会 複数の町内会の会長により構成された団体をいう。

- (4) 連合会 市内8つの地区の町内会長会により組織された市町内会長会連合会をいう。
- (5) 地域住民 町内会の区域内に居住する者をいう。
- (6) 事業者 事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (7) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を事業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 町内会への加入及び町内会活動への参加の促進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 地域において、地域住民が安全で安心して生活するために、町内会が重要な役割を担っていること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性が尊重されるとともに、町内会の自立性及び個性が損なわれないよう配慮されること。
- (3) デジタル化、少子高齢化等を踏まえ、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。
- (4) 市民、町内会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解及び協働により行われること。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、互いに支え合い、安心して生活するために、町内会への加入及び町内会活動への参加に努めるものとする。

（町内会等の役割）

第5条 町内会は、地域住民の自発的な町内会への加入を促進するよう努めるものとする。

- 2 町内会は、その活動が地域住民及び事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 町内会は、町内会活動に関する情報を地域住民に積極的に提供し、その運営について透明性の確保に努めるものとする。
- 4 町内会は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 連合会は、町内会によるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要に応じて、市、

地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

- 6 連合会は、町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び町内会活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事務所又は事業所が所在する地域において行われる町内会活動への参加及び協力を努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員が居住する地域の町内会に加入すること及び町内会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、市内の住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町内会に関する情報を提供し、町内会への加入を促すよう努めるものとする。

- 2 住宅関連事業者は、町内会への加入及び町内会活動への参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民の自発的な町内会への加入及び町内会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、市民が町内会を組織するに際しては、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。
- 3 市は、町内会の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。
- 4 市は、町内会の協力を得て事業を実施する場合は、町内会の負担が過重にならないよう努めるものとする。
- 5 市は、その職員が居住する地域の町内会に加入すること及び町内会活動に参加することを促進するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

町内会への加入及び町内会活動への参加を促進することにより、市民が互いに支え合い、安全で安心して生活できる地域社会の実現に資するため、この条例案を提出するものである。

第10号議案

大村市県収入証紙購買基金条例を廃止する条例

大村市県収入証紙購買基金条例（令和3年大村市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市県収入証紙購買基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 号議案

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大村市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 2 の 1 5 の項中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削る。

(大村市税条例の一部改正)

第 2 条 大村市税条例（昭和 2 5 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 第 8 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 4 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 7 1 条第 2 項第 2 号中「同法第 2 条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 1 2 6 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 4 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第 3 条 大村市都市計画税条例（昭和 3 5 年大村市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の15の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第12号議案

大村市職員定数条例の一部を改正する条例

大村市職員定数条例（昭和24年大村市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「6人」を「7人」に改め、同条第9号中「757人」を「758人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

農地の転用に係る事務の権限移譲を受けるに当たり、職員定数を増加する必要性が生じたため、この条例案を提出するものである。

第13号議案

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和26年大村市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前2項」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「(第16条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(大村市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする第1条の規定による改正後の大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う場合における時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、介護両立支援制度等に関する規定を追加するため、この条例案を提出するものである。

第14号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(大村市消防団員の任免等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大村市消防団員の任免等に関する条例（昭和27年大村市条例第10号）第3条第1号
- (2) 大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号

(大村市職員退隠料等支給条例の一部改正)

第2条 大村市職員退隠料等支給条例（昭和28年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第13条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第33条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第3条 大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年大村市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」

に改める。

(大村市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大村市条例第3号）第14条
- (2) 大村市行政不服審査会条例（平成28年大村市条例第3号）第8条
- (3) 大村市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大村市条例第1号）附則第3条第3項及び第4項

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正後の大村市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに大村市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条（第3号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第15号議案

大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第19条第2項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第10項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大村市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の改正を踏まえ、失業者の退職手当の支給要件を見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第16号議案

大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

大村市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年大村市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表勤務年数の欄中	「	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">30年以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">979,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">909,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">849,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">809,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">734,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">689,000</td> </tr> </table>	30年以上	円	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000	を	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">30年以上35年 未満</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">35年以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">979,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,079,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">909,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,009,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">849,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">949,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">809,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">909,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">734,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">834,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">689,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">789,000</td> </tr> </table>	30年以上35年 未満	35年以上	円	円	979,000	1,079,000	909,000	1,009,000	849,000	949,000	809,000	909,000	734,000	834,000	689,000	789,000	」
30年以上																													
円																													
979,000																													
909,000																													
849,000																													
809,000																													
734,000																													
689,000																													
30年以上35年 未満	35年以上																												
円	円																												
979,000	1,079,000																												
909,000	1,009,000																												
849,000	949,000																												
809,000	909,000																												
734,000	834,000																												
689,000	789,000																												

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金に係る勤務年数の区分を追加するため、この条例案を提出するものである。

第 17 号議案

大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する
条例

大村市職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年大村市条例
第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条第 1 項及び附則第 12 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2
項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、こ
の条例案を提出するものである。

第18号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、小規模保育事業等を行う事業所における職員の配置基準の見直し等を行うため、この条例案を提出するものである。

第19号議案

大村市特別会計条例の一部を改正する条例

大村市特別会計条例（昭和39年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業
-----------------	-------------

第2条中「の工業団地整備事業特別会計」を「に規定する特別会計」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計を設置するため、この条例案を提出するものである。

第20号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成12年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項を次のように改める。

1	建築物に関する建築確認申請又は通数計画通知料	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく建築物の確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	(1) 次号に規定する建築物以外の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 8,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 42,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 66,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 97,000円
			(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物消費性能向上法」という。）第11条第1項又は第2項（これらの規定を建築物消費性能向上法第14条第2項において読み	一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 前号の規定による額に11,000円を加算した額
				一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 前号の規定による額に12,000円を加算した額
				共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 前号の規定による額に21,000円を加算した額
				共同住宅等で床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 前号の規定による額に33,000円を加算した額

			替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)	
--	--	--	---	--

別表第2の1の項の次に次のように加える。

1の2	建築設備に関する確認申請又は計画手続手数料	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	(1) 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。第3号において同じ。）を設置する場合（同号の場合を除く。）	1件につき 13,000円
			(2) 小荷物専用昇降機を設置する場合（第4号の場合を除く。）	1件につき 6,000円
			(3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1件につき 9,000円
			(4) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	1件につき 4,000円

別表第2の2の項中「11,000円」を「13,000円」に、「6,000円」を「9,000円」に改め、同表の3の項を次のように改める。

3	建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了検査の通知に対する検査	(1) 次号に規定する建築物以外の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 20,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 26,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 38,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 59,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 80,000円
			(2) 建築物消費性能向上法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 30,000円
				床面積の合計が1	1件につき

			号ハに該当する 場合（特定建築 行為に係る住宅 が建築物エネルギー 消費性能基準に 適合する住宅と 同等以上の費用 エネルギーを有 するものである旨 の住宅性能評価 に限る。）及び 法第6条の4第1 項第3号に掲げ る建築物を除く。）	00平方メートル を超え200平方 メートル以内のもの	42,000円
				床面積の合計が2 00平方メートル を超え500平方 メートル以内のも の	1件につき 49,000円
				床面積の合計が5 00平方メートル を超え1,000平 方メートル以内の もの	1件につき 69,000円
				床面積の合計が1, 000平方メート ルを超えるもの	1件につき 94,000円

別表第2の3の項の次に次のように加える。

3の 2	建築設備の 完了検査申請 又は完了検査 通知料	法第87条の4 において準用す る法第7条第1 項の規定に基づ く建築設備の完 了検査の申請又 は法第18条第 20項の規定に 基づく建築設備 の完了検査の通 知に対する審査	(1) 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置する場合	1件につき 17,000円
			(2) 小荷物専用昇降機を設置する場合	1件につき 11,000円

別表第2の4の項中「第18条第14項」を「第18条第20項」に改め、同項の次に次のように加える。

4の 2	検査の受付け に建築物の仮 使用申請又は 使用通知料	法第7条の6第 1項第1号及び 第2号（法第8 7条の4におい て準用する場合 を含む。）又は 法第18条第3 8項第1号及び 第2号の規定に 基づく仮使用の 申請に対する審 査	1件につき 120,000円
---------	-------------------------------------	--	----------------

別表第2の18の項中

適合証の 提出場 所が算 入され るとき	1件につ き33,0 00円
----------------------------------	----------------------

を

適合証の 提出場 所が算 入され るとき	1件につ き33,0 00円
適合証の 提出場 所が算 入され るとき	1件につ き24,0 00円

に、

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 基 る	1 件 に つ き 6 7, 0 0 円
---	---------------------------------	----------------------------	---

」

を

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 6 7, 0 0 円
適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 4 9, 0 0 円

」

に、

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 基 る	1 件 に つ き 9 4, 0 0 円
---	---------------------------------	----------------------------	---

」

を

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 9 4, 0 0 円
適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 6 9, 0 0 円

」

に、

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 基 る	1 件 に つ き 1 3 3, 0 0 0 円
---	---------------------------------	----------------------------	---

」

を

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 1 3 3, 0 0 0 円
適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 1 0 0, 0 0 0 円

」

に改め、同表の19の項中

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 基 る	1 件 に つ き 1 6, 5 0 0 円
---	---------------------------------	----------------------------	--

」

を

「

適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 1 6, 5 0 0 円
適 合 提 い 評 が 準 と き	証 が 合 手 能 あ る	の な で 法 計 あ る	1 件 に つ き 1 2, 0 0 0 円

」

に、

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 3 3, 5 0 0 円	」
---	---	-------------------------------	---

を

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 3 3, 5 0 0 円	」
	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 2 4, 5 0 0 円	」

に、

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 4 7, 0 0 0 円	」
---	---	-------------------------------	---

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 4 7, 0 0 0 円	」
を	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 3 4, 5 0 0 円	」

に、

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 6 6, 5 0 0 円	」
---	---	-------------------------------	---

を

「	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 6 6, 5 0 0 円	」
	適合証の 提出が 場合 評価 標準 が 算 と き	1 件につ き 5 0, 0 0 0 円	」

に改め、同項の次に次のように加える。

19 の2	建築物 エネルギー 消費性能 適合性 判定 手数料	建築物 性能 向上 法第1 条第1 項に 基づ く建 築物 の建 築物 性能 適合 性判 定手 続に 対し ての 審査	(1) 一戸 建て 住宅 の場合	200平 方メ ートル 未満	評価手法が標準計算法であるとき	1 件につき 30,000円
					評価手法が仕様・計算併用法であるとき	1 件につき 22,000円
					評価手法が仕様基準であるとき	1 件につき 15,000円
				200平 方メ ートル 以上	評価手法が標準計算法であるとき	1 件につき 33,000円
					評価手法が仕様・計算併用法であるとき	1 件につき 24,000円
					評価手法が仕様基準であるとき	1 件につき 16,000円

(2) 共同住宅等の場合	300平方メートル未満	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 61,000円
		評価手法が仕様・計算併用法であるとき	1件につき 45,000円
		評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 29,000円
	300平方メートル以上	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 102,000円
		評価手法が仕様・計算併用法であるとき	1件につき 76,000円
		評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 50,000円
(3) 非住宅又は住宅以外の部分（工場、倉庫等に限る。）の場合	300平方メートル未満	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 16,000円
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 20,000円
	300平方メートル以上	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 23,000円
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 27,000円
(4) 非住宅又は住宅以外の部分（工場、倉庫等を除く。）の場合	300平方メートル未満	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 77,000円
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 202,000円
	300平方メートル以上	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 98,000円
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 253,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築	1件につき	第1号又は第2号の規定による額に第3号又は前号の規定による額を加算した額	

				物の場合					
19 の3	計画変更 建築物 エネルギー 消費性能 又軽微 変更 する 手 料	変 更 建 築 能 力 の 評 価 に 関 する 手 料	建 築 物 の 評 価 に 関 する 手 料	消費第1項のエネルギー性能に若なる建築向第2項の規格に適合する	(1) 一戸建て住宅の場合	200平方メートル未満	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 15,000円	
							評価手法が仕様・計算法併用法であるとき	1件につき 11,000円	
							評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 7,500円	
						200平方メートル以上	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 16,500円	
							評価手法が仕様・計算法併用法であるとき	1件につき 12,000円	
							評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 8,000円	
						(2) 共同住宅等の場合	300平方メートル未満	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 30,500円
								評価手法が仕様・計算法併用法であるとき	1件につき 22,500円
								評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 14,500円
							300平方メートル以上	評価手法が標準計算法であるとき	1件につき 51,000円
								評価手法が仕様・計算法併用法であるとき	1件につき 38,000円
								評価手法が仕様基準であるとき	1件につき 25,000円
(3) 非住宅又は住宅以外の部分(工場、倉庫等に限る。)の場合	300平方メートル未満	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 8,000円						
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 10,000円						
	300平方メートル以上	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 11,500円						
		評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 13,500円						

		(4) 非住宅又は住宅以外の部分（工場、倉庫等を除く。）の場合	300平方メートル未満	評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 38,500円
			300平方メートル以上	評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 101,000円
				評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価手法であるとき	1件につき 49,000円
				評価手法が標準入力法であるとき	1件につき 126,500円
		(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物の場合	1件につき 第1号又は第2号の規定による額に第3号又は前号の規定による額を加算した額		

別表第2の20の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物消費性能向上法」という。）第34条第1項」を「建築物消費性能向上法第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「から22の項まで」を「及び次項」に、

「	適合証又は性能評価書の提出がない場合で評価手法が標準であるとき	1件につき 30,000円	を	「	適合証又は性能評価書の提出がない場合で評価手法が標準であるとき	1件につき 30,000円	に、	「	適合証又は性能評価書の提出がない場合で評価手法が標準であるとき	1件につき 33,000円	」
					適合証又は性能評価書の提出がない場合で評価手法が標準であるとき	1件につき 22,000円			適合証又は性能評価書の提出がない場合で評価手法が標準であるとき	1件につき 33,000円	

を

適合性能の 提出がない 場合で評価 が算るとき	1件につき 33,000円
適合性能の 提出がない 場合で評価 が併用と できる	1件につき 24,000円

に、

適合性能の 提出がない 場合で評価 が算るとき	1件につき 61,000円
----------------------------------	------------------

を

適合性能の 提出がない 場合で評価 が算るとき	1件につき 61,000円
適合性能の 提出がない 場合で評価 が併用と できる	1件につき 45,000円

に、

適合性能の 提出がない 場合で評価 が算るとき	1件につき 102,000円
----------------------------------	-------------------

を

適合性能の 提出がない 場合で評価 が算るとき	1件につき 102,000円
適合性能の 提出がない 場合で評価 が併用と できる	1件につき 76,000円

に改め、同表の21の項

中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第

2項」に、

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 5 、 0 0 円
---	--------------------------------------	---

を

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 5 、 0 0 円
適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 1 、 0 0 円

に、

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 6 、 5 0 0 円
---	--------------------------------------	--

を

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 6 、 5 0 0 円
適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 1 2 、 0 0 円

に、

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 3 0 、 5 0 0 円
---	--------------------------------------	--

を

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 3 0 、 5 0 0 円
適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 2 2 、 5 0 0 円

に、

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 5 1 、 0 0 円
---	--------------------------------------	---

を

適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 5 1 、 0 0 円
適合性能の 証書が合 出場合手 場価性能 標準法と でき	又 評 提 い 評 が 算 る	1 件 に つ き 3 8 、 0 0 円

に

改め、同表の 2 2 の項を削り、同表の 2 3 の項を同表の 2 2 の項とし、同表の 2 4 の項を同表の 2 3 の項とし、同表備考第 1 項第 3 号中「建築物の移転」を「建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」に、「当該移転」を「当該移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」に改め、同項第 4 号中「建築物の移転」を「建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」に改め、同表備考第 2 項中「第 8 1 条第 4 項」を「第 3 6 条の 4」に改め、同表備考第 3 項中「建築物の移転」を「建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」に改め、同表備考第 9 項中「第 3 5 条第 2 項」を「第 3 0 条第 2 項」に改め、同表備考第 1 0 項中「第 3 6 条第 2 項」を「第 3 1 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、省エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料について新たに設定するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 2 1 号議案

大村市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大村市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
(平成 2 5 年大村市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要
の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 2 2 号議案

大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大村市水道事業給水条例（昭和 3 4 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条の 6 第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 1 号とし、同条第 7 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 5 条の 6 第 6 号中「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水

道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有するもの」の次に「（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第35条の6第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第35条の7第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第35条の7第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第3号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「第2号」

を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

水道法施行令及び水道法施行規則の改正を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すため、この条例案を提出するものである。

第 2 3 号議案

大村市民プールの指定管理者に係る指定の期間の変更について

令和 5 年 9 月 2 9 日開催の大村市議会定例会において議会の議決を受けた大村市民プールの指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更する。

変更前 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

変更後 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第24号議案

大村市森園ファミリースポーツ広場の指定管理者に係る指定の期間の変更について

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において議会の議決を受けた大村市森園ファミリースポーツ広場の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更する。

変更前	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
変更後	令和6年4月1日から令和7年5月31日まで

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

第25号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 玖島中学校大規模改造建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 426,580,000円
- 4 契約の相手方 伸栄・瀬尾特定建設工事共同企業体
代表者 大村市荒瀬町1043番地
伸栄建設株式会社
代表取締役 高尾 満晴
- 5 竣工期限 令和9年1月15日

令和7年2月20日提出

大村市長 園 田 裕 史

第26号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市自然共生型アウトドアパーク
- 2 指定管理者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目15番13号
株式会社フォレストアドベンチャー
代表取締役 志村 辰也
- 3 指定の期間 令和7年4月26日から令和12年3月31日まで

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

第 27 号議案

工事施行に関する基本協定の変更について

令和 3 年 6 月 25 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「JR 大村線松原・竹松間 29 k 356 m 石走橋梁架替工事」に関する基本協定について、協定金額を次のとおり変更する。

変更前 1, 179, 762, 000 円

変更後 1, 066, 754, 118 円 (113, 007, 882 円の減額)

令和 7 年 2 月 20 日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「大村市立西大村中学校屋内運動場改築建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 788,678,000円

変更後 789,529,400円（851,400円の増額）

報告第 2 号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第2号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立福重小学校校舎改築建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	1, 452, 000, 000円
変更後	1, 456, 461, 600円（4, 461, 600円の増額）

報告第3号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第3号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立福重小学校校舎改築設備工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	223,531,000円
変更後	228,881,400円（5,350,400円の増額）

報告第4号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第4号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立福重小学校校舎改築電気工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	166,746,800円
変更後	174,216,900円（7,470,100円の増額）

報告第5号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第5号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会、令和6年9月27日開催の大村市議会定例会及び令和6年12月19日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校南校舎棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	532,123,900円
変更後	534,872,800円（2,748,900円の増額）

報告第6号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第6号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会及び令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校長寿命化改良設備工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	246,539,700円
変更後	249,544,900円（3,005,200円の増額）

報告第7号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

専決第7号

専 決 処 分 書

令和5年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会及び令和6年9月27日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校長寿命化改良電気工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	210,329,900円
変更後	219,971,400円（9,641,500円の増額）

報告第 8 号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第8号

専 決 処 分 書

令和5年12月21日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、令和6年7月3日開催の大村市議会定例会、令和6年9月27日開催の大村市議会定例会及び令和6年12月19日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月22日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	480,201,700円
変更後	480,480,000円（278,300円の増額）

報告第9号

専決処分の報告について

大村市環境センターにおける自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

報告第10号

専決処分の報告について

大村公園敷地内の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年2月20日提出

大村市長 園田裕史

